

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興)	一
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興)	二
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (〃〃)	二
○〃〃 (〃〃)	二
○〃〃 (〃〃)	二
○〃〃 (〃〃)	二
○〃〃 (〃〃)	三
○〃〃 (〃〃)	三
○旅費システムに係る代行人入力等業務委託に関する入札公告 (総務事務センター)	四
○総務事務システムに係る審査確認業務委託に関する入札公告 (〃〃)	六
○平成二十一年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況 (入札執行課)	八
○土壌汚染対策法の規定に基づく	

汚染区域の指定解除

○〃〃 (水環境課)	八
○〃〃 (〃〃)	八
○戸田市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生課)	八
○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課)	八
○大規模小売店舗の変更に関する公示 (〃〃)	九
○中福東土地改良区の解散認可 (農村整備課)	一〇
○山田土地改良区の役員退任届 (東松山農林振興センター)	一〇
○飯能都市計画道路の変更の縦覧 (都市計画課)	一〇
○飯能都市計画用途地域の変更の縦覧 (〃〃)	一〇
○都市計画に関する公聴会の中止 (〃〃)	一〇
○都市計画に関する公聴会の開催 (〃〃)	一一
○警察ネットワーク用グループウェアサーバーの賃貸借に係る一般	一一

○競争入札の公告(会計課)	一二
○パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示 (交通規制課)	一四
○建築協定 (川越建築安全センター)	一四
○開発行為に関する工事の完了公告 (〃〃)	一四

告示

埼玉県告示第九百九十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

一 申請のあった年月日	埼玉県知事 上田 清司
二 特定非営利活動法人の名称	平成二十一年六月十七日
三 代表者の氏名	特定非営利活動法人たんぼ福祉村
四 主たる事務所の所在地	池田 敬子
五 定款に記載された目的	埼玉県川口市木曾呂一六七番地八

この法人は、障害児や障害を持つ者に対し、放課後事業、作業所、生活ホーム、宿泊の出来る施設等を開設し、障害児や障害を持つ者が幸せを得る事が出来るよう、会員、職員と共に運営、研究を楽しく行い、地域の福祉増進に寄与する事を目的とする。

平成二十一年七月十日

埼玉県NPO情報ステーション(Url: <http://www.saitamaken-ngo.net/>)により縦覧に供する。

埼玉県告示第九百九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url:www.satiamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年六月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新和あゆみ会

三 代表者の氏名

小池 享子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市新和四丁目四百四十六

番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要とする障害を持つ人々に快適な生活の場、及び就労の場を提供すると

ともに、可能な限り各個人の生活の質が高められ、身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活が営めるよう支援する。また、地域社会と密に連携しつつ、障害者の自立と共生にむけて絶えず創意工夫し、地域福祉の増進に寄与する。

埼玉県告示第九百九十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url:www.satiamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人ポータルスターカルチャークラブ

(変更後) 彩の国ガンバレ家づくり

応援団

三 代表者の氏名

中山 和重

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市中央五丁目十番地十

六ハイツ春日部一〇五号室

五 定款に記載された目的

この法人は、主に春日部地区及びその周辺の住民に対して、街づくりに関する事業を行うとともにコミュニティ活動を通じて密着活動を実施、継続することにより公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百九十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url:www.satiamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の子ネットワーク

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の子ネットワーク

一ク

三 代表者の氏名

小林 知子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市二ツ宮一五五六番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、子育てをはじめとするいのちのケアを担うことについて、女性・男性の別なくすべての人々を対象に、自立や互いの尊重を学び、主体的に生きゆく意識を持ち、自らの意志のもとに行動する人となるための事業を行い、世代を越え、障害を越えた「互いを支え合う地域社会」のネットワークづくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百九十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あさひスポーツ・文化クラブ

三 代表者の氏名

河井 宏暢

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市朝日二丁目二三八番地

五 コールレング北本スポーツクラブ内

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の乳幼児から老人、障害の有無に関わらずすべての地域住民に対し、スポーツや文化活動を通して、健康、福祉、子育て支援ならびに地域交流と振興、育成に関する事業を行い、地域の方々の健康増進をはかり、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部

NPO活動推進課及び埼玉県央地域振興

センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供す

る。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フラワーピース

三 代表者の氏名

吉田 誠

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市大字寺谷一六五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、国内及び世界中の人々に対して、花を通して啓蒙活動や研修事業を行い、緑化促進、環境改善、花

文化の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

びに当該定款の変更の日の属する事業年

度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二月間、県

民生活部NPO活動推進課及び埼玉県央

地域振興センターにおいて備え置く方

法並びにインターネットを利用する方法

(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦

覧に供する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アクセスブルサ

ポートさいたま

三 代表者の氏名

藏橋 敬一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市仲町二丁目五番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者等が求める情報の収集や発信及び情報通信技術の利用・活用の支援に関する事業を行い、もって誰もが良質かつ価値ある情報生活を享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

びに当該定款の変更の日の属する事業年

度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二月間、県

民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利

根地域振興センターにおいて備え置く方

法並びにインターネットを利用する方法

(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦

覧に供する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十九日

- 二 特定非営利活動法人の名称
- 特定非営利活動法人ゆるりーと
- 三 代表者の氏名
- 鈴木 弘美
- 四 主たる事務所の所在地
- 埼玉県幸手市南二丁目十二番四十号
- ライオンズマンション幸手一〇八号



- 室
- 五 定款に記載された目的
- この法人は、障害者・障害児に対し、福祉サービス活動を行う、地域社会の障害者福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年七月十日

埼玉県長 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
- 旅費システムに係る代行入力等業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間

平成21年9月1日(火)から平成22年9月30日(木)まで。ただし、平成22年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

- (4) 履行場所
- 埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づき入札参加停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づき入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (7) 国又は他の地方公共団体での類似業務の受注実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター旅費事務担当 田口 淑恵、田中 哲治 電話048—830—2385(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
- 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。
- イ 紙媒体での入手を希望する場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

- (3) 入札説明会の場所及び日時

- ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県衛生会館3階303号室
- イ 日時
平成21年7月24日(金) 午後1時30分
- (4) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月20日(木) 午前10時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月19日(水) 午後5時まで(必着)
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
- (5) 開札の場所及び日時
埼玉県総務部総務事務センター 平成21年8月20日(木) 午前11時
なお、開札への立会いは、不要とする。
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年8月7日(金) 午後5時までに提出し、競争

- 入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
「埼玉県電子入札共同システム」から確認申請する。
 - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(1)の提出先まで郵送又は持参により提出する。
なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。
 - (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要件
 - (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無
無
 - (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に平成21年7月21日(火)までに提出すること。
 - (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。
 - (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature of the Services Required

室

イ 日時

平成21年7月24日(金) 午後3時30分

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月20日(木) 午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月19日(水) 午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成21年8月20日(木) 午後2時

なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年8月3日(月) 午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

「埼玉県電子入札共同システム」から確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。

なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Comparing and verifying data processed by the Computerized Administrative System with relevant documents.

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system : 13 : 00 p.m., August 20, 2009

By registered mail or in person : 5 : 00 p.m., August 19, 2009

(3) Contact Information

Verification Group, Computerized Administrative Center
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Ph.048-830-2397

埼玉県告示第五号

平成二十一年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十一年七月十日

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定に基づき、平成二十一年埼玉県告示第三百五十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上田清司

解除する区域

秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五七六五番八及び五七六五番十一

埼玉県告示第七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定に基づき、平成二十一年埼玉県告示第六百五十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十一年七月十日

埼玉県告示第十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ川口店

川口市大字芝七千二百二十九番地 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年三月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千二百九十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計二六八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計一三五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二〇・二五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前七時から午後九時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計六箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後七時まで

ト 届出年月日

平成二十一年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十一年七月十日から平成二十一年十一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年七月十日から平成二十一年十一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

一 届出の概要等

埼玉県知事 上田清司

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須カタクラパーク

加須市大門町二十番五十八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 片倉工業株式会社 代表取締役 岩本 謙三

東京都中央区京橋三丁目一番二号

(変更後) 片倉工業株式会社 代表取締役 竹内 彰雄

東京都中央区銀座一丁目十九番七号

ハ 変更年月日

平成二十一年三月二十七日(代表者変更)

平成二十一年四月十三日(住所変更)

二 届出年月日

平成二十一年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十一年七月十日から平成二十一年十一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年七月十日から平成二十一年十一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十一年七月三日認可した。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

中福東土地改良区

二 事務所所在地

川越市

埼玉県告示第千十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、山田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上田清司

退任

職名 氏名 住所

理事 野澤 忠一郎 比企郡滑川町大字山田二四六六番地一

埼玉県告示第千十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画道路三・四・二号阿須小久保線及び三・五・七号飯能駅前通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・二号阿須小久保線)

イ 追加する土地の区域

飯能市大字岩沢字中内手、大字岩沢字河原、大字阿須字菅沢、大字阿須字坊ヶ谷戸及び大字阿須字一本木の各一部

ロ 削除する土地の区域

飯能市大字岩沢字中内手、大字岩沢字河原、大字阿須字菅沢、大字阿須字坊ヶ谷戸及び大字阿須字一本木の各一部

イ 追加する土地の区域

(三・五・七号飯能駅前通り線)

飯能市大字中山字角廻前及び大字中山字荻原の各一部

ロ 削除する土地の区域

飯能市大字中山字角廻前、大字中山字荻原、大字中山字上廻台及び大字中山字下町の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年七月十日から平成二十一年七月二十四日まで

埼玉県告示第千十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

埼玉県告示第千十五号

平成二十一年六月十二日付け埼玉県告示第八百七十七号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画区域名	都市計画の種類及び名称	期日及び時間	場所
一	坂戸	坂戸市 鶴ヶ島市	平成二十一年七月二十四日午後二時から	鶴ヶ島市役所五階会議室

飯能市大字中山字角廻前及び大字中山字荻原の各一部

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画用途地域
飯能市大字中山及び岩沢の各一部

二 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年七月十日から平成二十一年七月二十四日まで

埼玉県告示第千十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八―八三〇―五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課



番号	一
都市計画区域名	深谷市
市町村名	深谷市
都市計画の種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
期日及び時間	平成二十一年八月七日午後二時から
公聴会場所	明戸公民館
公述申出書の提出期間	平成二十一年七月十日から平成二十一年七月十四日まで
公述申出書の提出先	深谷市都市整備部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課
都市計画の構想の閲覧期間	平成二十一年七月十日から平成二十一年七月十四日まで
都市計画の構想の閲覧場所	深谷市都市整備部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所

別記一

別記二

公述申出書

年月日付け埼玉県報に登載された都市計画の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申します。

年月日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住所

氏名

印

連絡先(電話番号)

年齢

職業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 4000程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上田 豊 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年1月1日(金)から平成25年12月31日(火)まで。ただし翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
 - (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330—8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048—832—0110 内線2245 ファクシミリ048—824—4607
 - (2) 入札説明書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。
 - イ 紙媒体での入手を希望する場合
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。
 - (3) 仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。
 - (4) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年9月1日(火)午前10時30分まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
 - ロ 郵送の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月31日(月)午後5時

- まで(必着)
- (イ) 持参の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年9月1日(火)午前10時30分まで
なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。
 - (5) 開札の場所及び日時
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年9月1日(火)午前10時40分
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年8月20日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(2(6)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
「埼玉県電子入札共同システム」から確認申請する。
 - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法
 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
 無

(8) 競争入札参加資格の付与
 2.(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成21年8月20日(木)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件
 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of gro-upware server for police network.

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., September 1, 2009 By mail; 5:00 p.m., August 31, 2009 In person; 10:30 a.m., September 1, 2009

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head-quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県告示第十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十九条第一項の規定に基づき埼玉県公安委員会が設置しているパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備によるパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十一年七月一日から平成二十二年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成二十一年七月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目

十七番五号

二 名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリティA

代表取締役 樋口 恵二郎

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十四条第二項において準用する同法第七十三条第一項の規定により建築協定の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月十日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 建築協定変更認可申請者の代表者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目二十番七号

清水 貴義

二 建築協定区域

ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目十二番十三号ほか四十七筆

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年六月八日

指令川建セ第二一〇〇二五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月三日

第二一〇〇四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字中新井字天神町四五三の一部
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡吉見町大字久保田一八八七番地三八
 板澤 詩歩

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十一年七月十日
 埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文
 一 許可番号
 平成二十一年五月二十八日
 指令川建七第二一〇〇三〇〇号
 二 検査済証番号
 平成二十一年七月六日
 第二一〇〇五〇号
 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字万光寺字前方九一
 一六
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東松山市若松町二丁目一三番三二号
 岡安 孝洋

埼玉県熊谷建築安全センター告示所長第二号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十一年七月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第 秩 一 号	平成二十一年四月二十三日	秩父郡横瀬町大字横瀬字六番二二九八番九	五・〇〇	一〇三・九八	秩父市寺尾二〇五〇番地一七 株式会社 シンエイコーポレーション 代表取締役 石塚晴朗

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年五月二十一日

指令越建七第二一〇〇三〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月三十日

第一一一一—一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字宿二〇四二—五、二〇四四—三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町南栗橋四—三一五

B二〇三

赤羽 正行

埼玉県選管告示第九十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年七月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十一年七月十四日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一（代表）
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇（代表）